

# 令和3年 刈谷市交通安全推進協議会



刈谷市交通安全マスコットキャラクター『アイリー』  
実践しよう 交通安全スリーS運動

ストップ・ザ  
交通事故

高めようモラル  
守ろうルール



## 令和3年刈谷市交通安全推進の誓い

一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、私たち刈谷市民の切なる願いです。

しかし、多くの人々の懸命な取組にもかかわらず、なお依然として多数の交通事故が発生しています。

悲惨な交通事故をなくすためには、私たち一人ひとりが、交通社会の一員であることを強く自覚し、交通ルールを守り、安全な行動を実践することが不可欠です。

私たちは、命の尊さと交通安全の大切さを改めて認識し、市民総ぐるみで、安全で快適な交通社会の実現を目指し、より一層の自覚と熱意をもって次の五項目を強力に推進することを誓います。

- 一 子どもや高齢者を交通事故から守ります。
- 一 自転車の安全利用を進めます。
- 一 飲酒運転を根絶します。
- 一 全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用します。
- 一 歩行者保護をはじめ、ストップ、スロー、スマートの安全行動を実践します。

# 目次

## 議題 1

### 令和 2 年刈谷市の交通事故情勢

1 概況	4
2 全国・愛知県・刈谷市の交通事故発生状況	5
3 刈谷市の交通事故区分別発生状況	7

## 議題 2

### 令和 2 年事業報告

1 事業報告	1 2
2 交通安全活動報告	1 5

## 議題 3

### 令和 3 年事業計画（案）

1 趣旨	2 8
2 基本方針	2 8
3 取組内容	2 9
4 交通安全活動の進め方	3 0
5 推進する交通安全活動	3 0
令和 3 年交通安全活動等実施計画（案）	3 8

## 参考資料

刈谷市交通安全条例	4 0
刈谷市交通安全推進協議会設置要綱	4 3
令和 3 年高齢者交通安全川柳・交通安全啓発ポスター	4 5

## 議題(1)

# 令和2年刈谷市の交通事故情勢



## 1 概 況

昨年の愛知県内における人身事故は、発生件数が 24,879 件、死傷者数が 29,713 人でありました。このうち死者数は 154 人で前年よりも 2 人減少し、2 年連続で全国ワースト 1 位を脱却することができました。

刈谷市においては、人身事故、とりわけ死亡事故の抑止を図るため、コロナ禍ではありますが、子ども及び高齢者に対する交通安全教室及び啓発活動を、感染症対策を徹底した上で効率的に展開してきました。その結果、人身事故は 95 件減少して 556 件、死傷者数は 89 人減少して 653 人でありました。

人身事故のうち重傷事故は、前年よりも発生件数が 2 件減少して 14 件、重傷者数が 2 人減少して 15 人でありました。しかしながら、死亡事故は、前年よりも発生件数が 2 件増加して 3 件、死者数が 2 人増加して 3 人でありました。

また、人身事故のうち年齢別の発生状況をみますと、こども（0 歳～15 歳）は前年よりも 22 人減少して 21 人、若者（16 歳～24 歳）は 6 人減少して 116 人、一般（25 歳～64 歳）は 58 人減少して 437 人、高齢者（65 歳以上）は 3 人減少して 79 人でありました。

## 2 全国・愛知県・刈谷市の交通事故発生状況

### (1) 全国

区分\年	令和2年	令和元年	対前年増減数
人身事故件数	309,000 件	381,237 件	△ 72,237 件
死傷者	死亡	3,215 人	△ 376 人
	負傷	461,775 人	△ 93,174 人
	合計	464,990 人	△ 93,550 人

※令和2年は速報値

#### 参考1 交通事故死者数の多い都道府県

順位	都道府県	死者数
1	東京	155 人
2	愛知	154 人
3	北海道	144 人
4	神奈川	140 人
5	千葉	128 人

#### 参考2 交通事故死者数の減少した都道府県

順位	都道府県	死者数	対前年数
1	千葉	128 人	△ 44 人
2	岐阜	43 人	△ 41 人
3	新潟	64 人	△ 29 人
4	兵庫	110 人	△ 28 人
5	茨城	84 人	△ 23 人
	熊本	46 人	

### (2) 愛知県

区分\年	令和2年	令和元年	対前年増減数
人身事故件数	24,879 件	30,836 件	△ 5,957 件
死傷者	死亡	156 人	△ 2 人
	負傷	37,011 人	△ 7,452 人
	合計	37,167 人	△ 7,454 人

- ・ 死亡事故は、150件154人で、3件2人の減少
- ・ 人身事故件数は、19.3%減少
- ・ 死者数は、1.3%減少 負傷者数は、20.1%減少

### (3) 刈谷市

区分\年	令和2年	令和元年	対前年増減数
人身事故件数	556 件	651 件	△ 95 件
死傷者	死亡	1 人	2 人
	重傷	17 人	△ 2 人
	軽傷	724 人	△ 89 人
	合計	742 人	△ 89 人

- ・ 死亡事故は、3件3人で、2件2人の増加
- ・ 人身事故件数は、14.6%減少
- ・ 負傷者数は、12.3%減少

#### 用語の意義

死者 …… 交通事故の発生から24時間以内に死亡したもの

年齢

- ・ こども …… 0歳～15歳
- ・ 若者 …… 16歳～24歳
- ・ 一般 …… 25歳～64歳
- ・ 高齢者 …… 65歳以上

# 令和2年中の交通死亡事故概要

令和2年中、刈谷市内において3件の交通死亡事故が発生しました。

## 1件目

(野田町十三塚地内の交差点)



1 発生日時	令和2年1月24日午前10時20分頃
2 発生場所	刈谷市野田町十三塚地内
3 事故概要	40歳代女性が運転する普通乗用車が交差点を東進右折したところ、マンホールから地上に顔を出した点検作業中の40歳代男性作業員に衝突し、同男性がマンホール内に落下、死亡。

## 2件目

(板倉町地内の一時停止のある交差点)



1 発生日時	令和2年6月11日午後9時45分頃
2 発生場所	刈谷市板倉町地内
3 事故概要	60歳代男性が運転する軽四乗用車と30歳代男性が運転する普通乗用車が出合頭に衝突し、60歳代男性が死亡。

## 3件目

(朝日小学校東の交差点)



1 発生日時	令和2年7月29日午前9時10分頃
2 発生場所	刈谷市野田町地内
3 事故概要	50歳代男性が運転する大型貨物車が交差点を東進右折しようとしたところ自転車横断帯を東進していた60歳代男性が乗車する自転車に衝突し、同男性が死亡。

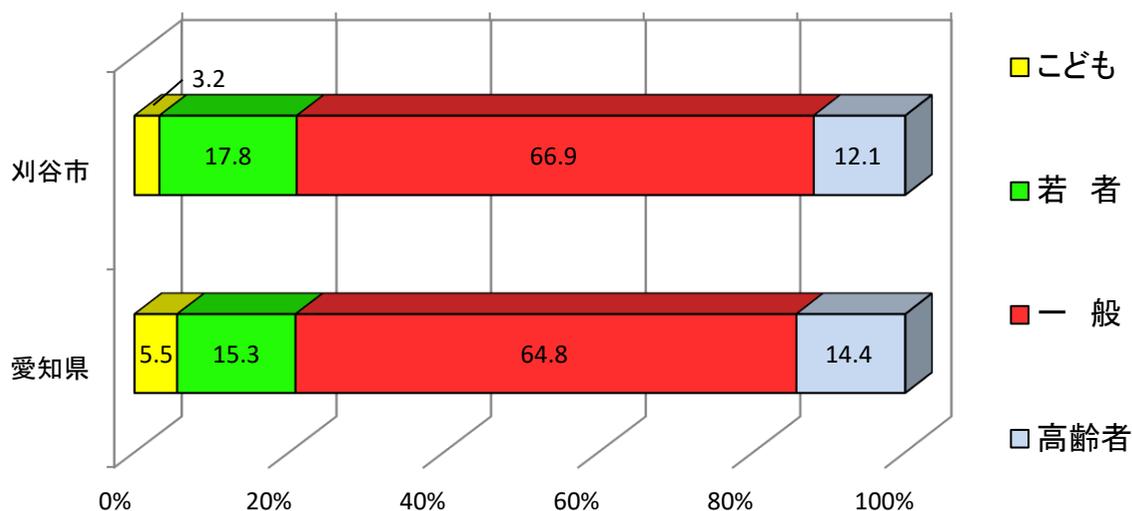
### 3 刈谷市の交通事故区分別発生状況

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とは限りません。

#### (1) 年齢別 死傷者数

	子ども (15歳以下)	若者 (16歳～24歳)	一般 (25歳～64歳)	高齢者 (65歳以上)	合計
死者数	0人	0人	3人	0人	3人
負傷者数	21人	116人	434人	79人	650人
構成割合	3.2%	17.8%	66.9%	12.1%	100%

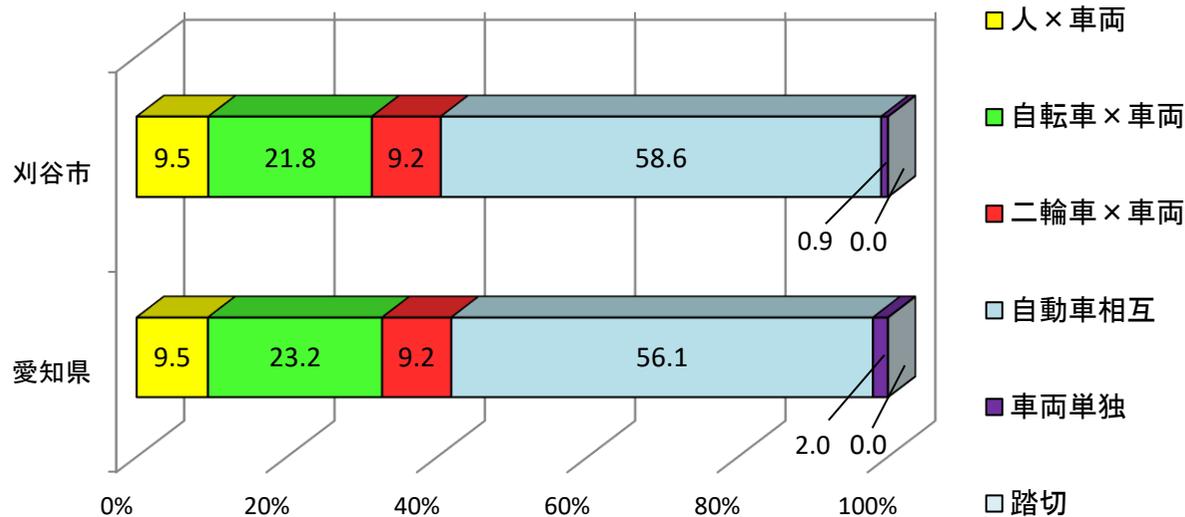
#### ○構成割合の比較



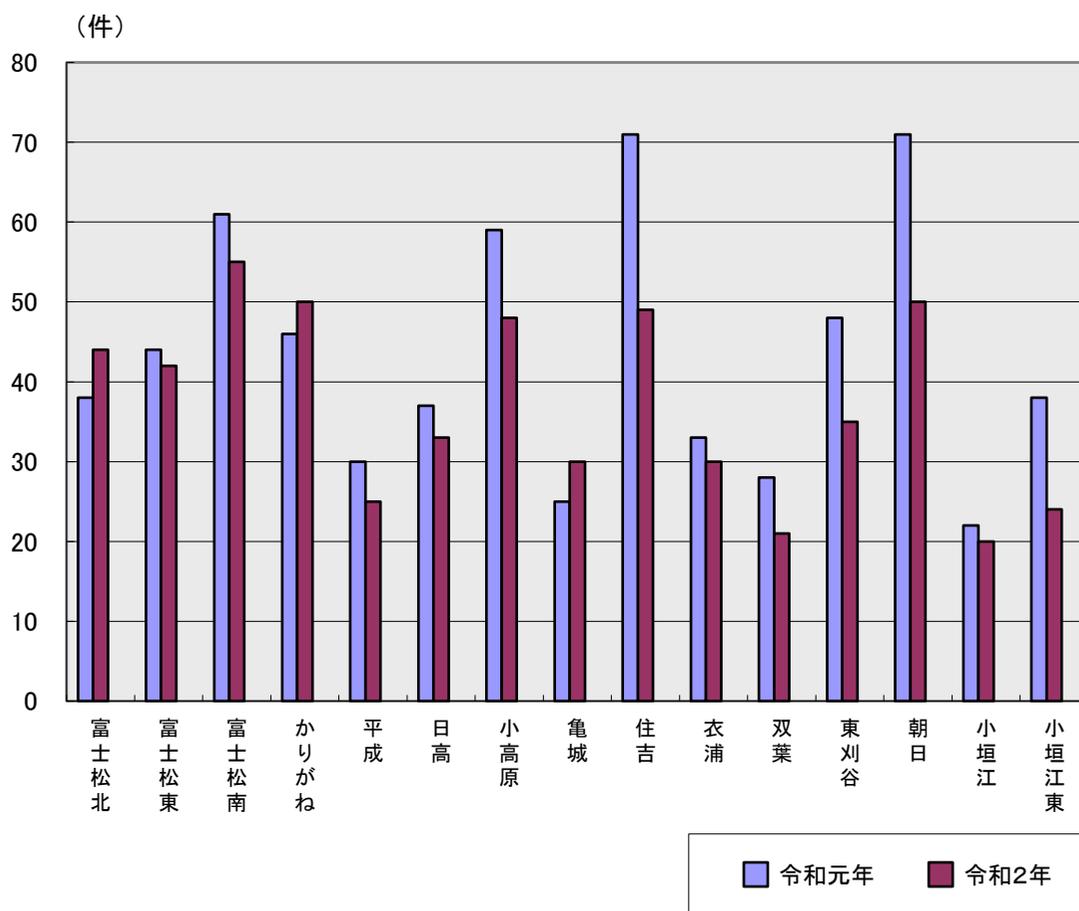
#### (2) 事故類型別 人身事故件数

	人×車両	自転車×車両	二輪車×車両	自動車相互	車両単独	踏切
事故件数	53件	121件	51件	326件	5件	0件
構成割合	9.5%	21.8%	9.2%	58.6%	0.9%	0.0%

#### ○構成割合の比較



(3) 小学校区別 人身事故件数



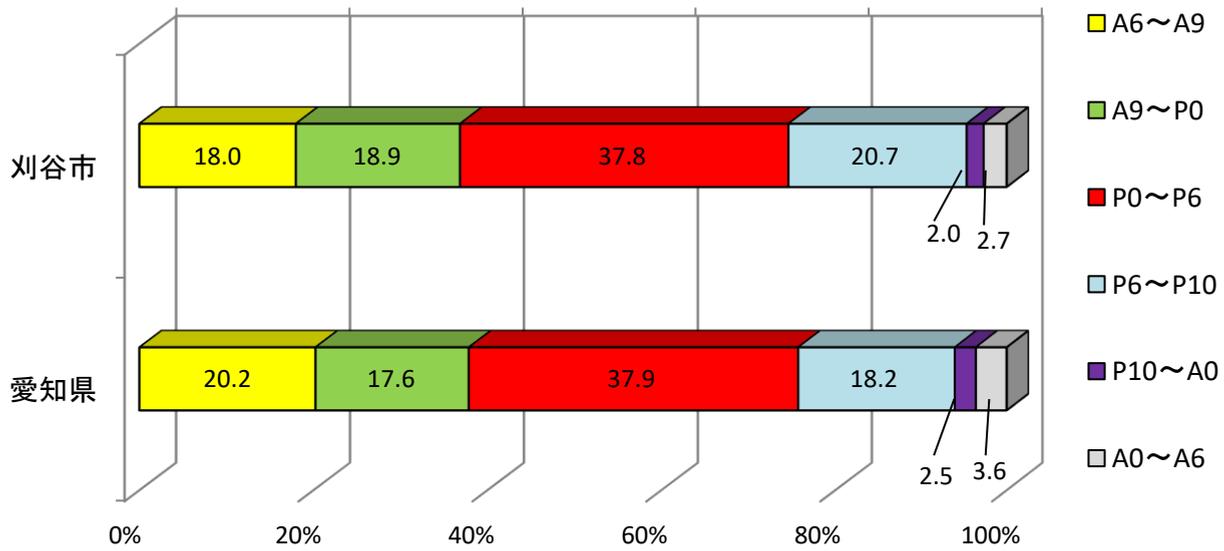
(単位：件)

学区	死亡事故		重傷事故		軽傷事故		計	
	対前年増減数							
富士松北		0		0	44	6	44	6
富士松東		△ 1	3	1	39	△ 2	42	△ 2
富士松南		0	1	△ 3	54	△ 3	55	△ 6
かりがね		0	1	1	49	3	50	4
平成		0		0	25	△ 5	25	△ 5
日高		0	1	0	32	△ 4	33	△ 4
小高原		0	1	△ 1	47	△ 10	48	△ 11
亀城		0		△ 1	30	6	30	5
住吉		0	4	0	45	△ 22	49	△ 22
衣浦		0	2	2	28	△ 5	30	△ 3
双葉		0	1	1	20	△ 8	21	△ 7
東刈谷	2	2		△ 2	33	△ 13	35	△ 13
朝日	1	1		0	49	△ 22	50	△ 21
小垣江		0		0	20	△ 2	20	△ 2
小垣江東		0		0	24	△ 14	24	△ 14
合計	3	2	14	△ 2	539	△ 95	556	△ 95

(4) 時間帯別 人身事故件数

	朝 A6～A9	昼午前 A9～P0	昼午後 P0～P6	夜 P6～P10	深夜前半 P10～A0	深夜後半 A0～A6
事故件数	100 件	105 件	210 件	115 件	11 件	15 件
構成割合	18.0 %	18.9 %	37.8 %	20.7 %	2.0 %	2.7 %

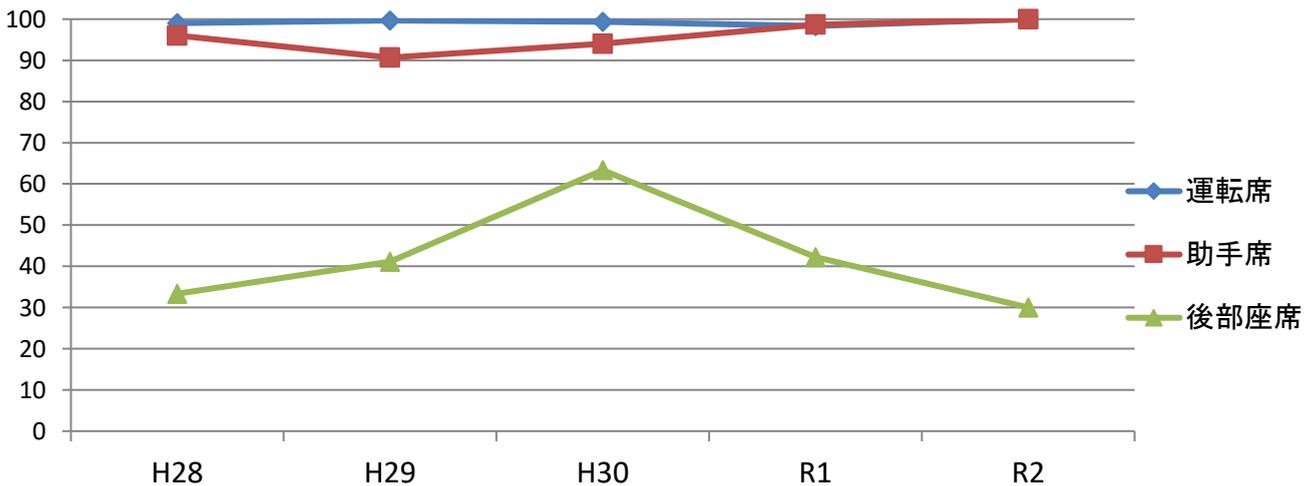
○構成割合の比較



(参考) シートベルト着用率

	H28	H29	H30	R1	R2
運転席	99 %	100 %	99 %	98 %	100 %
助手席	96 %	91 %	94 %	99 %	100 %
後部座席	33 %	41 %	63 %	42 %	30 %

※年3回の調査を実施





議題(2)

## 令和2年事業報告



## 1 事業報告

次の内容を推進して交通事故の減少を図りました。

(※ (1) ~ (3) の活動内容の詳細については、15 ページ以降に記載)

### (1) 交通安全運動及び広報活動

下記の重点に沿った交通安全運動及び広報活動を実施した。

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② 歩行者・自転車の交通事故防止
- ③ 運転モラルの遵守
- ④ 飲酒運転の根絶
- ⑤ 全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底

### (2) 交通安全教育

子どもと高齢者の交通事故防止に重点をおき、各年代の特性に合わせて計画的、継続的な交通安全教育を実施しました。

＜交通安全教室開催状況＞ ※令和2年実績

対象	実施回数 (対象者数)
幼児	107 回 (約 3,800 人)
児童及び生徒	35 回 (約 3,300 人)
保護者	15 回 (約 700 人)
高齢者	2 回 (約 40 人)

### (3) 交通安全施設整備

地区からの要望や通学路・学区内危険箇所調査等に基づき、カーブミラー、照明灯などの整備の他、警察署と連携して新たに住吉小学校周辺をゾーン30に指定し、速度規制、狭さく、路面塗装などの対策を実施しました。

＜交通安全施設整備状況＞ ※令和3年1月1日現在

区分	令和2年	計
道路安全灯	46 基	2,752 基
カーブミラー	38 基	2,194 基
ゾーン30	1 箇所	6 箇所

<交通安全施設参考写真>

道路安全灯



カーブミラー

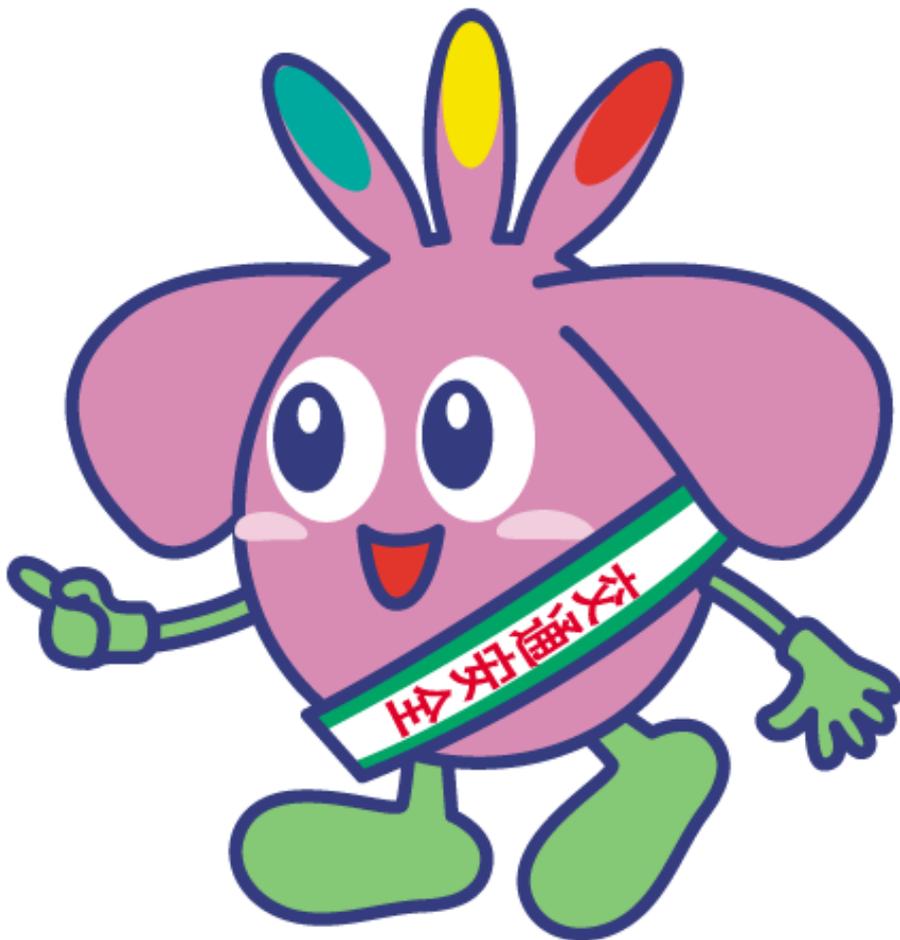


ゾーン30の対策状況（狭さく、路面塗装、看板表示）





## 2 交通安全活動報告



※春の全国交通安全運動（4/6～4/15）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動自粛

## 夏の交通安全市民運動（7/11～7/20）

活動（行事）名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
スマホ広報	7月11日（土） 10:30～11:00	市内上空	市	市内上空から交通安全広報を実施した。
ラジオ啓発	7月13日（月） 12:00～12:15	刈谷市役所 （電話出演）	株式会社エフエムキャッチ、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 市	ラジオ放送を通して、交通安全運動の周知と交通事故防止を呼びかけた。
スピード超過防止 交通安全立哨	7月14日（火） 16:00～17:00	小垣江町北沢 交差点付近	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	スピード超過に起因した事故防止のため、立哨活動を通して、ドライバーに安全運転を呼びかけた。
県内一斉 交通大監視	7月15日（水） 7:30～8:30	市内主要 交差点等	市内企業、地域住民、 関係団体、刈谷警察署、 市	県内一斉の街頭啓発活動を通して、ドライバー等に安全運転の励行を呼びかけた。
ながらスマホ禁止 交通安全立哨	7月16日（木） 16:00～17:00	東境町向イ郷 交差点付近	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	立哨活動を通して、ドライバーに運転中のながらスマホの禁止を呼びかけた。
飲酒運転根絶 交通安全立哨	7月17日（金） 16:00～17:00	総合運動公園 交差点付近	刈谷衣浦ライオンズクラブ、 刈谷警察署、市	立哨活動を通して、ドライバーに飲酒運転の根絶を呼びかけた。
高齢者保護啓発	7月20日（月） 10:30～11:30	老人デイサービス センターひまわり	刈谷警察署、市	施設利用者に高齢ドライバーが引き起こす事故や道路横断中の事故防止を呼びかけた。

## 活動の様子

### 県内一斉交通大監視



### スピード超過防止交通安全立哨



### 飲酒運転根絶交通安全立哨



### 高齢者保護啓発



## 秋の全国交通安全運動（9/21～9/30）

活動（行事）名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
ラジオ啓発	9月23日（水） 12:00～12:15	刈谷市役所 （電話出演）	株式会社エフエムキャッチ、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 市	ラジオ放送を通して、交通安全運動の周知と交通事故防止を呼びかけた。
シートベルト着用 交通安全立哨	9月24日（木） 9:00～10:00	総合運動公園 交差点付近	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	立哨活動を通して、ドライバーにシートベルト着用の徹底を呼びかけた。
県内一斉 交通大監視	9月25日（金） 16:30～17:30	市内主要 交差点等	市内企業、地域住民、 関係団体、刈谷警察署、 市	県内一斉の街頭啓発活動を通して、ドライバー等に安全運転の励行を呼びかけた。
セ対機広報	9月26日（土） 10:30～11:00	市内上空	市	市内上空から交通安全広報を実施した。
あおり運転禁止 交通安全立哨	9月28日（月） 9:00～10:00	刈谷市役所南 交差点付近	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	立哨活動を通して、ドライバーにあおり運転の禁止を呼びかけた。
自転車安全利用 交通安全立哨	9月29日（火） 9:00～10:00	刈谷駅南口	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	立哨活動を通して、駅利用者には自転車の安全運転を呼びかけた。
歩行者保護 マジックハット作戦	9月29日（火） 15:00～16:00	刈谷ハイウェイオアシス	安全運転管理モデル事業所 （かりや愛知中央生活協同組合、 名古屋トバット株式会社上重原店）、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	施設来場者に「横断歩道は歩行者優せんべい」と銘打ったせんべいを配布し、歩行者保護を呼びかけた。 なお、ソーシャルディスタンスを保つため、マジックハットを使用して配布した。
まもろーカー啓発	期間中実施	市内	市内トヨタグループ、 刈谷自動車学校、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	市内企業の社用車が啓発マグネットシートを貼付して走行することにより、ドライバーの安全意識向上と、交通環境における歩行者等の安全確保を図った。
手指消毒プレート 飲酒運転根絶 啓発	期間中～	市内飲食店	愛知県商店街振興組合連 合会刈谷支部、 刈谷市商店街連盟、 刈谷警察署、市	愛知県商店街振興組合連合会刈谷支部と刈谷市商店街連盟が作成した飲酒運転根絶デザインが記された手指消毒プレートを市内飲食店に配布し、来店客に新型コロナウイルス感染防止に加えて飲酒運転の根絶を啓発した。

## 活動の様子

シートベルト着用交通安全立哨



あおり運転禁止交通安全立哨



自転車安全利用交通安全立哨



歩行者保護マジックハンド作戦



まもろカー啓発マグネットシート



飲酒運転根絶手指消毒プレート



## 年末の交通安全市民運動（12/1～12/10）

活動（行事）名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
ラジオ啓発	12月1日（火） 12:00～12:15	刈谷市役所 （電話出演）	株式会社エフエムキャッチ、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 市	ラジオ放送を通して、交通安全運動の周知と交通事故防止を呼びかけた。
飲酒運転根絶 キャンペーン	12月1日（火） 15:30～16:30	刈谷駅南口	刈谷酒類行政連絡協議会、 公益社団法人刈谷法人会 青年部会、 刈谷税務署、刈谷警察署、 市	駅利用者に啓発品を配布し、成人年齢の引き下げに伴う20歳未満の飲酒禁止と飲酒運転の禁止を呼びかけた。
交通事故 封じ「米」作戦	12月2日（水） 10:30～11:30	刈谷ハイウェイオアシス	JA あいち中央、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	施設来場者に「交通事故封じ米」と銘打った米を配布し、事故防止を呼びかけた。 なお、ソーシャルディスタンスを保つため、しゃもじを使用して配布した。
シーホース三河 交通安全啓発	12月2日（水） 16:00～19:00	総合運動公園	シーホース三河、 刈谷警察署、市	シーホース三河のホームゲームを観戦に訪れた来場客に啓発品を配布し、歩行者保護や反射材の着用等を呼びかけた。
自転車安全利用 キャンペーン	12月3日（木） 15:30～16:30	刈谷駅南口 駐輪場	刈谷警察署、市	駅利用者に啓発品を配布し、自転車の安全利用を呼びかけた。
県内一斉 交通大監視	12月4日（金） 7:30～8:30	市内主要 交差点等	市内企業、地域住民、 関係団体、刈谷警察署、 市	県内一斉の街頭啓発活動を通して、ドライバー等に安全運転の励行を呼びかけた。
セブ機広報	12月5日（土） 10:30～11:00	市内上空	市	市内上空から交通安全広報を実施した。
シートベルト着用 交通安全立哨	12月7日（月） 9:00～10:00	総合運動公園 交差点付近	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	立哨活動を通して、ドライバーにシートベルト着用の徹底を呼びかけた。
歩行者保護 キャンペーン	12月8日（火） 9:00～10:00	アピタ刈谷店	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	店舗来場者に反射材を配布し、ハットアップ運動や横断歩道の利用促進等を呼びかけた。
5-7 は魔の時間 キャンペーン	12月9日（水） 15:30～16:30	フローラルガーデン	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	公園を利用する親子や高齢者に啓発品を配布し、夕暮れ時で交通事故が多発する17時から19時における、早めのライト点灯や反射材の着用促進を呼びかけた。

## 活動の様子

飲酒運転根絶キャンペーン



交通事故封じ「米」作戦



シーホース三河交通安全啓発



自転車安全利用キャンペーン



歩行者保護キャンペーン



5-7 は魔の時間キャンペーン



その他交通安全啓発（運動期間外）

活動（行事）名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
110 番の日啓発	1月10日（金） 9:00～10:00	刈谷ハイウェイオアシス	富士松北保育園、 刈谷警察署、市	110 番の日になん で、施設来場者に啓発品 を配布し、交通安全等 を呼びかけた。また、会 場ではパトカーや白バイ の展示会を行った。
愛知県交通安全 県民大会  主催 ・愛知県 ・愛知県交通安全 推進協議会	1月16日（木） 10:50～12:20	愛知県芸術 劇場	[市内の受賞者] 【民間街頭活動協力者】 石黒 久作 様 井野 宏和 様 神谷 修 様 榊原 勉 様 坂田 成夫 様 早川 孝二 様 深谷 晴紀 様	交通安全活動に特に ご尽力された民間街頭 活動協力者、交通安全 功労団体等に対して感 謝状（表彰状）を授 与した。
歩行者保護 キャンペーン	1月31日（金） 16:00～17:00	刈谷駅北口	市内トヨタグループ、 刈谷警察署、市	駅利用者に反射材を 配布し、ハンドアップ 運動や横断歩道の利 用促進等を呼びかけ た。
名古屋トヨタ 交通安全立哨	8月20日（木） 9:00～9:30	名古屋トヨタ 株式会社上重 原店前	名古屋トヨタ株式会 社上重原店、愛知県 交通安全協会刈谷支 部、刈谷警察署、市	立哨活動を通して、 ドライバーに安全運 転を呼びかけた。
東刈谷幼稚園 交通安全立哨	10月30日（金） 9:30～11:45	東刈谷幼稚園、 東刈谷交番付近	東刈谷幼稚園、 刈谷警察署、市	園児がちびっこ甲冑 隊の衣装を着て交通 安全立哨を行い、ド ライバーに安全運転 を呼びかけた。
朝日幼稚園 交通安全立哨	11月5日（木） 13:30～15:00	朝日幼稚園、 朝日小学校西 交差点付近	朝日幼稚園、 刈谷警察署、市	園児がちびっこ甲冑 隊の衣装を着て交通 安全立哨を行い、ド ライバーに安全運転 を呼びかけた。
豊田自動織機 シャトルズによる 交通安全啓発	12月22日（火） 17:30～18:30	刈谷駅周辺	豊田自動織機シャ トルズ、刈谷警察 署、市	ラグビートップリー グの選手たちが交通 安全啓発活動を行 い、駅利用者及びド ライバーに年末に増 加する夕暮れ時と夜 間における交通事故 防止や飲酒運転の 根絶を呼びかけた。
セーフティ・クリ スマス キャンペーン	12月25日（金） 10:00～11:30	アピタ刈谷店	刈谷商工会議所、 株式会社三陽製作 所、小林クワイ ト株式会社、大興 運輸株式会社、 愛知県交通安全協 会刈谷支部、刈 谷警察署、市	商工会議所会員企 業職員が一日警察 官に委嘱され、店 舗来場者に啓発品 を配布し、交通安 全等を呼びかけた。

## 活動の様子

110 番の日啓発



歩行者保護キャンペーン



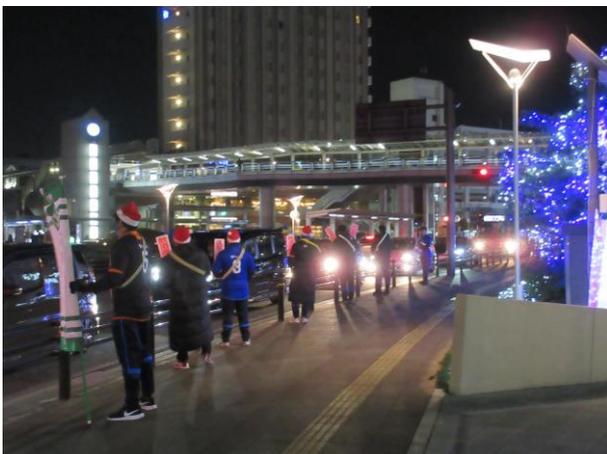
名古屋トヨタ交通安全立哨



東刈谷幼稚園交通安全立哨



豊田自動織機シャトルズによる交通安全啓発



セーフティ・クリスマスキャンペーン



## 交通安全教室

教室名	日時	対象者	主催、協力団体等	内容
就学児 交通安全教室	1月9日(木) ～ 3月12日(木)	市内幼稚園、 保育園5歳児	市	通学路の安全な登下校方法を写真やパネルシアター等で楽しみながら習得させた。また、自転車の乗り方や雨天時における横断方法等を指導した。
第2回交通安全 教育コンクール予選	1月14日(火) 13:15～15:00	コンクール審査員 想定対象:高齢者	愛知県警察本部交通総務課、 愛知県県民安全課、 愛知県交通安全協会、 愛知県交通安全母の会、 刈谷警察署、市	愛知県警察本部により、交通安全教育担当者の知識・技能のレベルアップを目的に交通安全教育コンクールが開催され、参加した。
年長組 交通安全教室	7月2日(木) ～ 7月30日(木)	市内幼稚園、 保育園5歳児	市	パネルシアターや交通安全腹話術を楽しみながら、信号の見方や道路の安全な横断方法等を指導した。
年中組 交通安全教室	9月3日(木) ～ 10月6日(火)	市内幼稚園、 保育園4歳児	市	パネルシアターや交通安全腹話術を楽しみながら、保護者と手をつなぐ大切さ、横断の方法等を指導した。
保護者立哨指導	9月3日(木) 13:15～14:00	かりがね幼稚園 保護者	刈谷警察署、市	幼稚園付近の交差点において、保護者に通園時の立哨の仕方や注意点等を指導した。
築地老人クラブ 一味会 交通安全講話	10月3日(土) 10:30～12:00	いきいきクラブ 会員	築地老人クラブ一味会、 市	落語を使った交通安全講話を行い、高齢者の交通事故防止について指導した。
すこやかサロン 交通安全講話	10月19日(月) 14:00～15:30	デイサービス 利用者	デイサービスセンターすこやかのと、 市	落語を使った交通安全講話を行い、高齢者の交通事故防止について指導した。
安全な歩き方教室	10月22日(木) ～ 12月4日(金)	市内小学校 1年生	市	基本的な交通ルールを学び、道路の安全な歩き方を指導した。
自転車の安全な 乗り方教室	10月22日(木) ～ 12月4日(金)	市内小学校 2年生、4年生	市	自転車のルール、マナーを学び、模擬道路を使い、安全な乗り方を指導した。
刈谷幼稚園 交通安全訓練会	12月16日(水) 9:00～11:00	刈谷幼稚園 園児及び保護者	市	交通安全講話を行い、交通ルールや手を繋いで歩く大切さ、子どもの視界について指導した。





## 議題(3)

# 令和3年事業計画(案)



## 1 趣 旨

一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、私たち市民の切なる願いです。しかし、多くの人々の懸命な取組にもかかわらず、なお依然として多数の交通事故が発生しています。

交通事故をなくすためには、私たち一人ひとりが、人命の尊重を最優先にして、交通安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要で、交通社会の主体である市民及び事業者の積極的な取組なくして真の交通安全は実現できません。

そこで、本推進協議会に集結している各団体、学校及び事業所等が一体となり、県、その他関係諸機関との連携及び協力を得て、各季の交通安全運動を通じて、市民一人ひとりが、人命尊重の理念のもとに、子どもや高齢者に対する思いやり運転の励行と交通ルールの遵守や交通モラルの向上に努めるとともに、交通安全施設の整備を促進することにより、交通事故のない安全で快適な生活の実現を目指します。

また、それぞれの取組みの実施にあたり、スローガンを次のとおりとします。

### (1) スローガン

**ストップ・ザ・交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～**

### (2) サブスローガン

**実践しよう 交通安全スリーS（エス）運動**



## 2 基本方針

次の内容を推進して人身事故の減少を図ります。

### (1) 交通安全運動及び広報活動

下記の重点に沿った交通安全運動及び広報活動を実施します。

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② 歩行者・自転車の交通事故防止
- ③ 運転モラルの遵守
- ④ 飲酒運転の根絶
- ⑤ 全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底

### (2) 交通安全教育

子どもと高齢者の交通事故防止に重点をおき、各年代の特性に合わせて計画的、継続的な交通安全教育を実施します。

### (3) 交通安全施設整備

交通事故防止を図るため、事故危険個所の把握及び現場確認を行い、道路管理者、警察署等と連携して交通安全施設の整備を実施します。

### 3 取組内容

#### (1) 家庭

- ① 日常の生活の中で、安全な道路の通行方法、安全な自転車の乗り方、交通ルールやマナーの大切さについて十分に話し合い、交通安全意識を高めます。
- ② ドライバーから目立つよう手を挙げる「ハンド・アップ運動」を実践します。
- ③ 夕暮れ時や夜間、早朝の外出には、明るい目立つ色の衣服や反射材用品を着用します。
- ④ 自転車乗用時には、ヘルメットを着用します。
- ⑤ 後部座席を含めた全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用します。
- ⑥ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。

#### (2) 地域

- ① 通学路等の幼児・児童の安全な通行や生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保する取組の推進、横断歩道の利用促進を図ります。
- ② 通学路等の見守りなどの自主的なボランティア活動を推進します。
- ③ 反射材用品の普及やシートベルト着用キャンペーンを展開します。
- ④ 「飲酒運転四（し）ない運動」と、「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

#### (3) 職場・学校等

- ① 交通ルールやマナーの大切さを学びます。
- ② 歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用方法について、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を実施します。
- ③ 交通指導員や交通ボランティアと緊密に連携し情報交換をします。
- ④ P T Aや関係機関と連携して、通学路の点検を定期的実施します。
- ⑤ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

#### (4) 運転者

- ① 子どもと高齢者の行動特性を理解し、横断歩行者の保護を始め、安全運転を徹底します。
- ② ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）とともに、対向車や先行車がない場合は、ハイビームの活用を推進します。
- ③ 全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を徹底します。
- ④ 「飲酒運転四（し）ない運動」と、「ハンドルキーパー運動」を実践します。
- ⑤ 「ながらスマホ」・「あおり運転」は絶対にしません。

## 4 交通安全活動の進め方

- (1) 啓発活動は、愛知県及び愛知県交通安全推進協議会が作成した県民運動実施要綱に準拠し、県内規模で展開される取組重点に基づき、その効果的な推進を図られるよう進めます。
- (2) 各実施機関・団体は、組織全体への運動の浸透を図りながら、それぞれの実情に即した運動を進めます。
- (3) 市・刈谷警察署・市教育委員会は、相互に協力して具体的な計画を立案し、各季の運動等の周知徹底と重点施策の推進を図ります。

## 5 推進する交通安全活動

### (1) 各季の交通安全運動

交通安全運動期間には、各運動の実施要綱に基づいて効果的な活動を実施します。具体的な方針は、国・県の方針、市内の交通事故情勢等を踏まえて決定します。

春の全国交通安全運動	4月6日(火)～4月15日(木) [県内一斉大監視 4月9日(金)]
夏の交通安全市民運動	7月11日(日)～7月20日(火) [県内一斉大監視 7月15日(木)]
秋の全国交通安全運動	9月21日(火)～9月30日(木) [県内一斉大監視 9月24日(金)]
年末の交通安全市民運動	12月1日(水)～12月10日(金) [県内一斉大監視 12月7日(火)]

### (2) 交通事故死ゼロの日

#### ① 趣 旨

県内一斉活動として市民参加による街頭監視活動等を展開し、社会全体で交通死亡事故の防止に特に努める日です。

#### ② 実施日

毎月10日、20日、30日

#### ③ 実施内容

##### a 街頭活動の強化

- ・ 歩行者、自転車利用者の保護誘導や自転車利用者に対する安全な乗り方の指導を行う。
- ・ 通学(園)路、生活道路、交差点等の事故多発場所の安全点検活動を行う。
- ・ 全ての座席でシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底を呼び掛ける

- b 交通安全教育の推進
  - ・ 高齢者、自転車利用者の交通安全教室を開催する。
  - ・ 交通安全講話等を開催する。
- c 広報活動の強化
  - ・ 広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオ等による広報を行う。
  - ・ 広報車による巡回広報を行う。

### (3) 高齢者を交通事故から守る日・週間

#### ① 趣 旨

交通事故死者数の半数以上を占める高齢者の事故を防止するため、高齢者とその周囲の者の交通安全意識を高めるとともに、運転者の高齢者に対する思いやり意識の浸透や交通事故の低減に効果的な安全運転サポート車等の周知、高齢運転者が運転免許証の自主返納について考えるための啓発活動を集中的に実施するものです。

#### ② 実施日

毎月30日（2月は末日）

高齢者交通安全週間【9月14日（火）～9月20日（月）】

#### ③ 実施内容

##### a 街頭活動の強化

- ・ 街頭におけるキャンペーン等での啓発活動等を行い、生活道路対策である「ゾーン30」の周知や、高齢歩行者や自転車利用者に対する安全行動の呼び掛けを行う。
- ・ 各種イベントにおいて、安全運転サポート車、後付け安全運転支援装置についての周知を行い、普及啓発に努める。

##### b 交通安全教育の推進

- ・ 高齢者の交通安全教室等を通じて、反射材用品の普及等を図る。
- ・ 交通安全講話等を開催する。

##### c 広報活動の強化

- ・ 広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオ等による広報を行う。

### (4) 自転車・二輪車の安全利用

#### ① 趣 旨

自転車・二輪車における交通事故の特徴や、交通ルール遵守の必要性を市民に訴えることにより、自転車・二輪車の安全利用について理解を深めるものです。

また、近年、自転車利用中の事故で高額の損害賠償の支払いを命じられる事例が相次いでいることから、自転車損害賠償保険等への加入を促します。

#### ② 実施日

- a 自転車・二輪車安全利用の日 毎月10日
- b 自転車・二輪車安全利用月間 5月
- c バイクの日 8月19日（木）

### ③ 実施内容

#### a 街頭活動の強化

- ・ 自転車、二輪車の安全な乗り方の指導を行う。
- ・ 事故多発場所の安全点検活動を行う。

#### b 交通安全教育、啓発事業の推進

- ・ 参加、体験、実践型の交通安全教室を開催する。
- ・ 次の自転車安全利用五則を基本として、安全運転意識の向上を図る。

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

- ・ 自転車乗用時にヘルメットを着用するように呼び掛ける。
  - ・ 自転車利用者も加害者になり得ることを認識させ、自転車保険等への加入を促進する。
  - ・ 点検整備の促進を図る。
  - ・ 二輪車事故被害の軽減のために、乗車用ヘルメットのあごひもをしっかり締めるとともに、二輪車用プロテクター等を着用するように呼び掛ける。
- #### c 広報活動の強化
- ・ 広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオ等による広報を行う。
  - ・ 街頭キャンペーン、巡回広報を行う。

## (5) 交通安全スリーS運動

### ① 趣 旨

愛知県の交通死亡事故は、約5割が交差点で起きており、その主な原因は、一時不停止や信号無視、歩行者妨害によるものです。また、自動車乗用中に亡くなった方の多くがシートベルト非着用であるほか、飲酒運転や速度の出し過ぎによる事故が後を絶たない現状にあります。

「交通安全スリーS運動」は、交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した「ストップ (S t o p)」「スロー (S l o w)」「スマート (S m a r t)」のキーワードの3つの頭文字を取り、ドライバー等に安全な行動の定着化を図ることを目的として実施するものです。

#### a S t o p (ストップ)

- ・ 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・ 横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・ 飲酒運転の根絶

#### b S l o w (スロー)



Stop Slow Smart  
交通安全スリーS運動

「交通安全スリーS運動」  
シンボルマーク

- ・ 子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・ 見通しが悪い交差点では徐行
- c **Smart (スマート)**
  - ・ 全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
  - ・ シートベルトの全席着用の徹底

② 実施内容

- a 街頭活動の強化
  - ・ 地域を挙げた街頭啓発活動を積極的に実施する。
  - ・ 地域住民に交通安全情報を積極的に提供する。
- b 交通安全教育の推進
  - ・ 交通事故の発生状況に応じた交通安全教室を積極的に開催する。
  - ・ 交通安全講話等を開催する。
- c 広報活動の強化
  - ・ 広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオ等による広報を行う。
  - ・ 広報車による巡回広報を行う。

(6) ライト・オン運動 (夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)

① 趣 旨

薄暗くなる夕暮れ時は、視認性が低下し、人や車の動きが見えにくくなる上、下校、退勤等により人や車の交通量が増える時間帯と重なることから、交通事故が多発する傾向にあります。

「ライト・オン運動」は、運転者の視認性の向上を図り、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めにライトを点灯することを推進するものです。

また、歩行者・自転車利用者には反射材用品の普及促進を図ります。

② 実施内容

- a 街頭活動の強化
  - ・ 歩行者、自転車利用者の注意喚起と運転者等に対する指導を行う。
  - ・ サイン板等を利用した啓発活動を行う。
- b 交通安全教育の推進
  - ・ 夕暮れ時の事故の実態を取り入れた交通安全教育を実施する。
  - ・ 交通安全講話等を開催する。
- c 広報活動の強化
  - ・ 広報紙、ホームページ等による広報を行う。
  - ・ 広報車による巡回広報を行う。



「ライト・オン運動」  
シンボルマーク

- d 点灯時間の目安 (日没時刻の概ね1時間前)

1月	2月	3月	4月	5月	6月
16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:00
7月	8月	9月	10月	11月	12月
18:00	17:30	17:00	16:30	16:00	16:00

※雨天、曇天の視界不良時は昼間でも点灯

## (7) 歩行者保護運動

### ① 趣 旨

愛知県では、歩行者の道路横断中の死亡事故が非常に多く発生しています。

歩行者保護運動は、横断歩道における歩行者に対する保護意識の醸成を図る取組を一層強化し、ドライバーには横断歩道等における歩行者等の優先を、歩行者には横断歩道の利用促進とドライバーから目立つよう手を挙げて横断する「ハンド・アップ運動」を推進するものです。

### ② 実施内容

#### a 横断歩道の日

- ・ 実施日 毎月11日
- ・ 実施内容



「ハンド・アップ運動」  
シンボルマーク

横断歩行者の保護を呼び掛けるキャンペーンの開催やスーパー等の大型商業施設での広報啓発、交差点や横断歩道付近等でサイン板等により走行車両に対し、歩行者保護を呼び掛ける。

各事業所では、通勤時や業務中等の横断歩行者保護について指導を行う。

警察署では、指導取締りの強化を行うとともに、横断歩道等の点検整備を実施する。

#### b ハンド・アップ運動

歩行者とドライバーが横断時に意思疎通を図る横断方法を提唱するものです。

- ・ 歩行者は、道路を横断するときには手を挙げ、ドライバーに横断することをアピールする。
- ・ ドライバーは、横断歩道等を横断しようとする歩行者を見かけたら、思いやりの気持ちをもって、横断歩道等の前で止まる。
- ・ 歩行者は、横断歩道等で停止したドライバーに「立礼」し、感謝の気持ちを伝える。

## (8) 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底年間運動

### ① 趣 旨

シートベルト・チャイルドシートの交通安全上の有効性については実証されています。この運動は、『「カチッと100!」を合言葉に、着用率100%をめざして』をスローガンに、着用率100%を目指すとともに、正しい着用を徹底するため展開するものです。

## ② 実施内容

### a シートベルト・チャイルドシートの日

- ・ 実施日 毎月20日
- ・ 実施内容 交差点でサイン板等により走行車両に対して着用を呼び掛け、各事業所では、車利用の従業員等へ着用指導を行う。また、警察署では取締りを行う。

### b 「シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間」

年間運動の一層の盛り上げを図るため、年1回「シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間」を設け、集中的に啓発活動を実施する。

- ・ 実施期間 2月11日（木）～2月20日（土）
- ・ 実施内容

警察	・シートベルト装着義務違反の取締り ・交通安全啓発イベント等への協力
市	・広報紙、広報車等を活用した啓発活動 ・交通安全啓発イベント等の開催 ・着用率実態調査 ・緊急時のチャイルドシートの一時貸出し
各団体	・構成団体への周知徹底 ・機関紙を活用した啓発 ・車利用の従業員等への着用指導の徹底 ・研修会等の開催 ・タクシー、バスにおける乗客への着用を徹底

### c 「県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所」

- ・ 実施日 2月19日（金）
- ・ 参加者 市職員、警察署員、交通安全推進団体等
- ・ 時間 午前8時から正午のうちの1時間
- ・ 実施内容

シートベルト・チャイルドシート着用率実態調査を実施する。

信号停止中等の自動車から無作為に抽出し、運転手、助手席及び後部座席の同乗者のシートベルト・チャイルドシートの着用実態を把握する。

## (9) 飲酒運転の根絶

### ① 趣旨

愛知県内では、依然として飲酒運転に起因する重大な交通事故が後を絶たない実態であることから、飲酒運転が引き起こす結果の重大性、悲惨さ等を市民意識に浸透させ、その根絶を図るために各種の取組を実施します。

### ② 実施内容

#### a 飲酒運転根絶の周知徹底と広報啓発

飲酒運転根絶の周知を図るため、各種行事等を活用し、飲酒運転のもたらす危険性や悪質性を訴えるとともに「飲酒運転四（し）ない運動」等を積極的に広報する。

また、啓発イベント等を開催して、飲酒運転根絶の気運を盛り上げる。

#### 飲酒運転四（し）ない運動

1. 運転するなら酒を飲まない。
2. 酒を飲んだら運転しない。
3. 運転する人に酒をすすめない。
4. 酒を飲んだ人に運転させない。



「ハンドルキーパー運動」  
ロゴマーク

- ・ 家庭において飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さについて話し合う。
  - ・ 職場内で飲酒運転根絶に関するポスター・標語等を掲示し、飲酒運転根絶の気運を盛り上げる。
- b 飲酒運転を根絶する環境の醸成
- 飲酒を伴う会合等には、車を運転して出席しないように周知を徹底するとともに、酒類販売業者や飲食店等と連携して、ハンドルキーパー運動の推進や運転代行サービス等の利用を勧めるなど、地域ぐるみの運動を推進する。
- ※ハンドルキーパー運動とは、自動車で飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。
- ・ 飲酒を伴う宴会等に家族が出席する場合は、車を運転しないよう声を掛け合う。
  - ・ 職場では、事業主や安全運転管理者等が中心となって、飲酒運転を助長することのない職場環境を作り上げる。
  - ・ 酒類販売業者や飲食店等と協力し、車を運転する人には、絶対に酒類を提供しないように徹底を図る。
  - ・ 酒類を提供する飲食店では、飲酒運転根絶ポスターを掲示する等の取組を行う。
- c 飲酒運転根絶の日・飲酒運転根絶強調月間
- 関係機関、団体と連携を強化し、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン等、広報啓発活動を実施する。
- ・ 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日
  - ・ 飲酒運転根絶強調月間 12月

#### (10) 「ながらスマホ」や「あおり運転」の根絶

##### ① 趣旨

「ながらスマホ」や「あおり運転」の違法性を啓発するとともに、「ながらスマホ」等が引き起こす事故の重大性、悲惨さ等を市民意識に浸透させ、その根絶を図ります。

## ② 実施内容

### a 車両運転中や歩行中の「ながらスマホ」根絶の周知徹底と広報啓発

「ながらスマホ」は他人の命を奪う、または自らの命を失う危険な行為であり、令和元年12月1日施行の改正道路交通法により罰則が強化された。「ながらスマホ」の危険性や悪質性等を積極的に広報するとともに、車両運転中にスマートフォン等を絶対に使用しないという根絶への気運を盛り上げる。

- ・ 罰則等の周知を行う。
- ・ 自動車、自転車運転者だけでなく、歩行者の「ながらスマホ」の危険性についても周知する。
- ・ 家庭において「ながらスマホ」について話し合う。
- ・ 「ながらスマホ」に対する厳正な指導取締りを行う。
- ・ 広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオ等による広報を行う。

### b 「あおり運転」根絶の周知徹底と広報啓発

「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、令和2年6月30日施行の改正道路交通法により厳罰化された。

車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にしないことの広報啓発活動を実施する。また、あおり運転行為を受けた場合には、人目のある安全な場所に避難して、警察に110番通報をするなどの対処方法についても周知を図る。

- ・ 「あおり運転」の対象となる10類型<sup>\*</sup>の違反や、罰則等の周知を行う。  
(<sup>\*</sup>通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追越し違反、減光等義務違反、警音器使用制限違反、安全運転義務違反、最低速度違反(高速自動車国道)、高速自動車国道等駐停車違反)
- ・ 自転車も「あおり運転」の対象となることの周知を行う。
- ・ 家庭において「あおり運転」について話し合う。
- ・ ドライブレコーダーの普及促進を促す。
- ・ 「あおり運転」に対する厳正な指導取締りを行う。
- ・ 広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオ等による広報を行う。

令和3年交通安全活動等実施計画（案）

月 推進区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
県内規模の事業		シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間 (2/11～2/20)  県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所 (2/19)		春の全国交通安全運動 (4/6～4/15)	自転車・二輪車安全利用月間		夏の交通安全県民運動 (7/11～7/20)	交通安全少年団集合訓練  バイクの日 (8/19)	秋の全国交通安全運動 (9/21～9/30)  高齢者交通安全週間 (9/14～9/20)	交通安全高齢者自転車愛知県大会		年末の交通安全県民運動 (12/1～12/10)  飲酒運転根絶強調月間
	交通安全スリーS運動（ストップ・スロー・スマート）											
交通安全活動		県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所 (2/19)  刈谷市交通安全推進協議会		春の全国交通安全運動 (4/6～4/15) ・交通安全オープニングキャンペーン ほか			夏の交通安全市民運動 (7/11～7/20) ・飲酒運転根絶キャンペーン ほか	バイクの日 キャンペーン (8/19)	秋の全国交通安全運動 (9/21～9/30) ・交通安全総決起大会 ほか	交通安全作品展		年末の交通安全市民運動 (12/1～12/10) ・飲酒運転根絶キャンペーン ほか
	高齢者交通事故防止活動											
	歩行者保護運動											
交通安全広報活動				運動期間中の機動広報			運動期間中の機動広報		運動期間中の機動広報			運動期間中の機動広報
	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故死ゼロの日（毎月10日・20日・30日）</li> <li>シートベルト・チャイルドシートの日（毎月20日）</li> <li>自転車・二輪車安全利用の日（毎月10日）</li> <li>高齢者を交通事故から守る日（毎月30日 ※2月は末日）</li> <li>広報紙「市民だより」での広報（年間）</li> <li>交通死亡事故情報（随時）</li> <li>横断歩道の日（毎月11日）</li> <li>飲酒運転根絶の日（毎月第4金曜日）</li> </ul>											
交通安全教育		就学児交通安全教室	就学児交通安全教室		1年生歩行・4年生等自転車教室	1年生歩行・4年生等自転車教室	年長組交通安全教室			年中組交通安全教室	年中組交通安全教室	
	年間随時 ・交通指導員街頭指導 ・一般交通安全教室 ・親子交通安全教室 ・高齢者交通安全教室（市民館・憩いの家他） ・いきいきクラブ一日研修会交通安全教室（毎週月曜日ごとに1クラブ実施）（ひまわり）											
交通安全施設整備	年間随時 ・道路反射鏡設置 ・道路安全灯設置 ・その他交通安全施設の設置 ・通学路安全点検											

# 參考資料



## 刈谷市交通安全条例

平成13年6月29日条例第29号

### (目的)

第1条 この条例は、刈谷市における交通の安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

### (市の責務)

第2条 市は、市民の交通安全意識の高揚を図り、交通の安全を確保するため、啓発活動、道路交通環境整備等の総合的な交通安全対策を実施するものとする。

2 市は、前項の対策の実施に当たっては、国、県、警察その他必要な関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

### (市民の責務)

第3条 市民は、交通に関する法令を遵守するとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全活動に参加協力し、常に自主的に交通の安全を確保するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動のために使用する車両の運転者等に対して交通安全意識の高揚を図り、交通の安全を確保するよう努めるものとする。

2 事業者は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

### (良好な道路交通環境の確保等)

第5条 市長は、交通の安全を確保するため、交通安全施設等の整備を図り、良好な道路交通環境を確保するよう努めるものとする。

2 市長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

### (交通安全教育の推進)

第6条 市長は、交通安全意識の高揚を図るため、年齢及び地域の実情に応じた交通安全教育を推進するものとする。

(広報啓発活動等)

第7条 市長は、市民に対し、交通の安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を提供するものとする。

(子ども及び高齢者の交通事故の防止)

第8条 市長は、子ども及び高齢者の交通事故を防止するため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、子ども及び高齢者が安全に道路を通行できるよう配慮するものとする。

3 高齢者は、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下を理解し、交通の安全を確保するよう努めるものとする。

(飲酒運転の根絶)

第9条 市長は、飲酒運転の根絶の気運を高めるため、広報啓発活動を行うほか、関係機関等と連携して必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、飲酒運転が重大な交通事故の原因となることを認識するとともに、家庭、職場、地域等において飲酒運転を助長するおそれのある環境の根絶に努めるものとする。

(交通安全活動の推進)

第10条 市長は、市内の各種団体等をもって組織する刈谷市交通安全推進協議会と連携を図り、市民による自主的な活動を効果的に推進するものとする。

(団体等への支援)

第11条 市長は、地域における交通事故防止活動その他交通の安全確保に関する活動の促進を図るため、交通安全活動を行う団体等に対し必要な支援を行うことができる。

(交通死亡事故多発時の措置)

第12条 市長は、交通死亡事故が多発した場合は、交通死亡事故多発非常事態宣言等を発し、交通死亡事故を防止するため必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第13条 市長は、交通安全の推進に貢献し、その功績が顕著であると認める団体又は個人を顕彰することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

## 刈谷市交通安全推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 市内における交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を期するため刈谷市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を協議して交通安全運動の推進を図るとともに、必要に応じ関係機関等に対し意見を申し出るものとする。

- (1) 交通道德の高揚に関すること。
- (2) 交通安全施設の整備に関すること。
- (3) 交通指導の強化に関すること。
- (4) 交通関係制度の改善に関すること。
- (5) その他交通安全の推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 関係機関の職員
- (2) 関係民間団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

2 前項に定める委員のほか、必要があるときは参与を置くことができる。

### (会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (委員)

第5条 委員は、会長が委嘱する。

### (幹事及び書記)

第6条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長が委嘱する。

### (会議)

第7条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生活安全部くらし安心課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和37年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

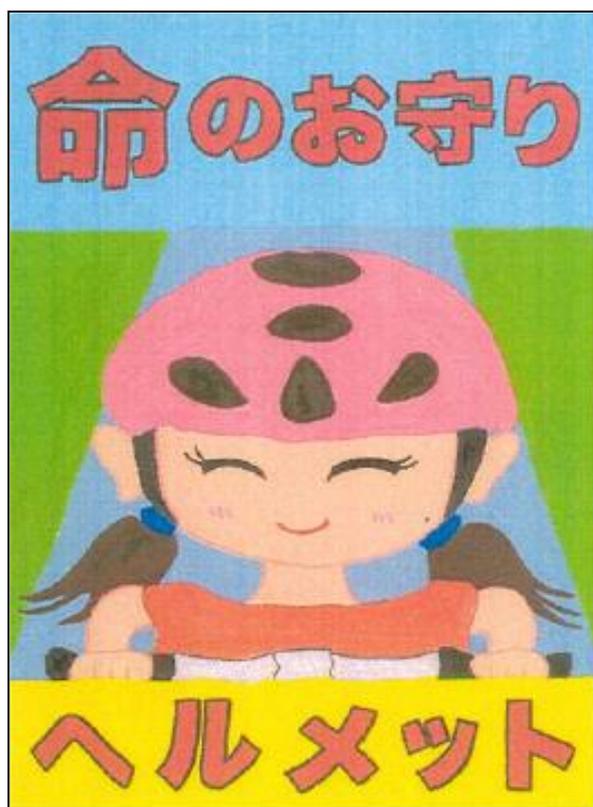
附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 令和3年高齢者交通安全川柳

作 品	作 成 者
命より 大切ですか そのスマホ	熊老壮会 三浦 市太郎
スマホ見て 軽い気持ちが 大惨事	泉田東部みのり会 中島 嘉晴
免許証 返す勇気が ゴールド免許	元刈谷衣浦会 江川 光春
断捨離で 免許返納 これによし	高津波寿華会 稲垣 恭弘
声かけて みんなで守る 通学路	東境東光南クラブ 丹村 春夫
すぐやめて あおりじゃないの その車間	今川第二桜会 塚本 年雄
ちょっと待て 信号無いぞ 右左	半城土鶴亀会 杉浦 征宏
ブレーキを 踏んだつもりが 止まらない	桜区桜会 鈴木 利信
返します 家族のために 免許証	今川第三桜会 神谷 直二
気どらずに 渡ろう爺も 手を挙げて	築地老人クラブ一味会 林 裕司
返納で 失う便利 得る安心	鵜島老人クラブ睦会 稲垣 勝信
目の合わぬ 車は怖い 交差点	小山寿楽会 沓名 敏孝

## 令和3年交通安全啓発ポスター



【作成者】

東刈谷小学校 4年生 亀田 実結菜



刈谷市交通安全推進協議会

事務局 刈谷市役所 生活安全部くらし安心課

〒448-8501

刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL (0566) 62-1010 (直通)

FAX (0566) 27-9652

電子メール [kurashi@city.kariya.lg.jp](mailto:kurashi@city.kariya.lg.jp)